

令和6年 第8回須賀川市農業委員会総会議事録

令和6年8回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和6年8月7日（水）
- 2 招集通知日 令和6年8月7日（水）
- 3 招集日時 令和6年8月20日（火）午後3時00分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	森合 重義	2	関口 明夫	3	古川 修一	4	塩田 静生
5	五十嵐 一	6	渡邊 聖一	7	吉田 和男	8	関根 隆二
9	村上 節夫	10	関根 久之	11	和田 博文	12	根本 芳一
13	松川美智夫	14	鈴木 昌宏	15	佐藤 秀和	16	橋本 孝一
17	五輪 博行	18	名城 昇	19	三島木 修		

- 6 欠席農業委員 1名（三島木農業委員）

- 7 出席を要請した農地利用最適化推進委員 5名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
須・浜	有我 康志	西袋	渡邊 久記	小塩江	西間木廣幸	長沼	藤田 良二
岩瀬	相樂 貴行						

- 8 欠席農地利用最適化推進委員 0名

- 9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	岡田 充生
	農政係 長	吉田 奈津子
	農地係 長	有我 宏和
	主 査	影山 美智代
経済環境部農政課	主 査	荒牧 貴浩

- 10 議 案

議案第29号 農用地利用集積計画について

議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について

議案第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 32 号 遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について

議案第 33 号 令和 6 年度 農地パトロール実施要領（案）について

報告第 21 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 22 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

11 その他

12 開 会 （午後 3 時 0 0 分）

13 挨 拶 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 8 番 関根隆二農業委員と 9 番 村上節夫農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 （午後 3 時 3 0 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 6 年 8 月 2 1 日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

＜別 紙＞ 審 議 内 容

令和6年 第8回総会

令和6年8月20日（火）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第29号「農用地利用集積計画について」を議題します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 吉田係長 概略説明。農政課 荒牧主査 説明。

議 長 只今、説明がありました第41号から第43号について、質問等ありませんか。
（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第29号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第29号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第30号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 有我係長 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第71号を有我推進委員お願いします。

有我推進委員 受理番号第71号についてご説明申し上げます。

8月11日に村上農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人は親子関係で、生前贈与を行うものであります。譲受人は長年耕作をしており許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、受理番号第72号を西間木推進委員お願いいたします。

西間木推進委員 受理番号第72号についてご説明申し上げます。

橋本農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人は所有している農地が少なく農業を行っておりません。もともと譲受人が借りて耕作していた土地を、譲受人の希望により所有権を移転するもので売買価格もお互いで決めたので許可上特に問題はないと思われ

ます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第 73 号を渡邊推進委員お願いします。

渡邊推進委員 受理番号第 73 号についてご説明申し上げます。

8 月 11 日に吉田農業委員と現地調査を行いました。

借受人は自営業を営みながら新規で就農するために、親子関係であり農業を営んでいる貸付人から無償で土地を借りることです。就農に当たっては貸付人から必要な機械を借り、貸付人に指導を受けながら行うとのことなので、許可上特に問題はないと思われますので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 30 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 30 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第 16 号を藤田推進委員お願いします。

藤田推進委員 受理番号第 16 号について説明申し上げます。

8 月 18 日に五十嵐農業委員、松川農業員、名城農業委員と現地調査を行いました。

借受人（法人）の現在の資材置場が手ざまになったので、代表取締役である貸付人が所有している申請地に 30 年間の賃借権を設定した上で資材置場に転用するもので許可上特に問題はないと思われますので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」
異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適
否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 32 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」を
議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 吉田係長 説明

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号 7 を相楽推進委員お願いいたし
ます。

相楽農業委員 受理番号 7 について説明申し上げます。

7 月 17 日に古川農業委員、申請人、事務局と一緒に現地調査を行いました。
申請地は、急な傾斜でため池に接してかなりの湿地でした。農業機械の進入が
厳しい場所であるため作業の危険性を伴い 30 年前から遊休農地となっていま
した。資料 7 ページの写真のとおり荒廃がかなりすすみ、農地として復元し営
農を再開することが極めて困難であると判断しましたので委員の皆さまの審議
をお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 32 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」異議のない
農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 32 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定に
ついて」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 33 号「令和 6 年度農地パトロール実施要領（案）について」を
議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 33 号「令和 6 年度農地パトロール実施要領（案）について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第 33 号「令和 6 年度農地パトロール実施要領（案）について」は原案のとおり議決し、決定することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 21 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 2 件です。

報告第 22 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」 1 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

橋本農業委員 農業委員会だより「かけはし」の発行回数について、年 2 回から 1 回に変更することについて広報委員会で決まったことについて報告した。

事務局（影山主査） 橋本農業委委員の報告について詳細を説明した。

事務局（吉田係長） 遊休農地の調査を今月末まで行うようお願いをした。

事務局（影山主査） 委員報酬の口座振込日を支払い月の 10 日から 9 日に変更すること
を説明した。

議 長 他になければ、これにて令和 6 年第 8 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。